
シンポジウム

インフルエンザのパンデミックに備えて

Preparedness for Next Influenza Pandemic

第 695 回新潟医学会

日時 平成 25 年 12 月 14 日 (土) 午後 1 時から
会場 新潟大学医学部 有壬記念館

司会 齋藤玲子教授 (国際保健学)
演者 齋藤玲子 (国際保健学), 日比野亮信 (国際保健学), 山崎 理 (県福祉保健部)
田村 務 (県保健環境科学研究所ウイルス科), 塚田弘樹 (新潟市民病院感染症内科)

1 インフルエンザ・オーバービュー

齋藤 玲子
国際保健学

2 中国のインフルエンザ A/H7N9 の状況

日比野 亮信
国際保健学

3 行政の立場から—新潟県新型インフルエンザ等行動計画について

山崎 理
新潟県福祉保健部

From an Administrative Viewpoint — Pandemic Influenza Preparedness Action Plan of Niigata Prefecture

Osamu YAMAZAKI

Dept. Health & Social Welfare Niigata Prefectural Government

要 旨

2009(平成21)年の新型インフルエンザA/H1N1対応の経験を踏まえ、2012(平成24)年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定され、政府行動計画、ガイドラインが策定された。これを受け、新潟県においても新たに行動計画を策定し、対応を行うこととなった。

新たな政府行動計画では、「新型インフルエンザ等対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限になるようにする」ことが目的として掲げられ、対策に伴う外出自粛要請や物資収用等の私権制限も盛り込んだ体系となっている。

県行動計画では、県知事による県内の対策の総合調整、特措法に定める緊急事態措置(外出自粛要請等)の実施、病原性・感染力の程度に応じた対策の選択・切替がポイントとして挙げられる。

今後の総合的な対応及びその準備に向け、関係各位の一層の御協力をお願いしたい。

キーワード：新型インフルエンザ, 新型インフルエンザ等対策特別措置法, 政府行動計画, 新潟県行動計画

はじめに

2009(平成21)年、我々は新型インフルエンザA/H1N1による世界的大流行、いわゆるパンデミックを経験した。国においては内閣総理大臣を本部長とする政府の新型インフルエンザ対策本部が置かれ、都道府県においても、知事を本部長とする対策本部を設置し、各種対策の準備・実行に当たった。

対策の柱は大きく医療(予防等を含む)と社会対応に分けられる。このうち医療については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づく「新型インフルエンザ等感染症」への対応を根拠としている。一方、社会対応については、「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づく政府の

「基本的対処方針」及び厚生労働省の各種対応方針等を国の対策本部が示す形で、随時、改定を行いながら運用されたが、当時は法的根拠を持たないものであった。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の 制定と行動計画の策定

2010(平成22)年8月、世界保健機関(WHO)のポストパンデミック宣言を受け、わが国においても、政府全体として緊急的かつ総合的に対処すべき事態は終息しつつあると判断、通常の感染症対策として対応することとなった。2011(平成23)年3月末、インフルエンザA/H1N1対策が季節性インフルエンザ対策に移行され、同年9月、閣僚会議における行動計画の改定を経て、新型インフ

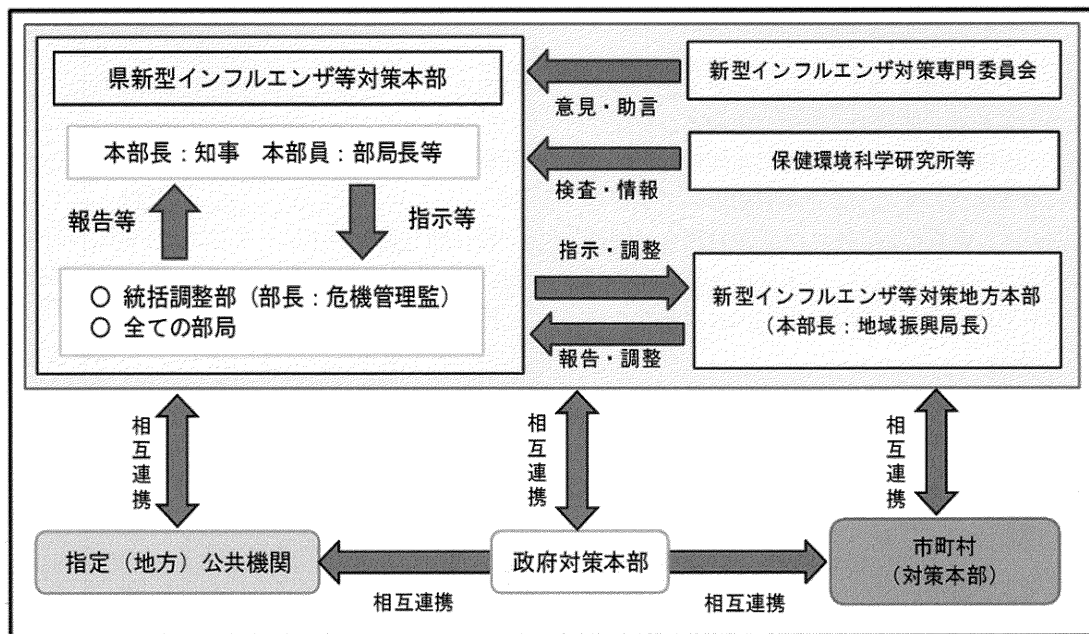


図1 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく実施体制（海外発生期以降）

ルエンザ対策のために必要な法制度の論点整理及び関係団体（経団連，日本医師会，日本病院会，全日本病院協会等）からの意見聴取が進められた。

こうした経過を経て，2012（平成24年）3月9日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下，「特措法」という。）の法案が閣議決定され，同年5月11日公布，翌2013（平成25年）4月13日から施行された。同年6月には政府としての行動計画（以下，H25政府行動計画）が初めて策定され，連動して分野別のガイドラインも策定された。

都道府県レベルでは，従来，国の関係省庁連絡会議による行動計画に連動する「都道府県行動計画」を策定し，運用しており，2009年のインフルエンザA/H1N1への対応もこれに基づき行ってきたが，このたびの特措法の制定及びH25政府行動計画の策定に伴い，新潟県においても，法的に根拠を持つ行動計画を新たに策定した。

特措法で定める主な事項

特措法において定められる主な事項は，次のとおりである。

- 国，地方公共団体は新型インフルエンザ対策に係る行動計画を作成
- 発生時の対策本部設置，対処方針作成等の対策実施に係る体制等の整備
- 発生状況が深刻な場合，新型インフルエンザ緊急事態を宣言
- 発生時における，医療関係者等に対するワクチンの予防接種（特定接種）
なお，住民への予防接種は予防接種法に基づく。
- 緊急事態において，様々な措置を実施（外出自粛要請，集会等の制限，医療関係者への医療従事，緊急物資の売渡，土地使用等に関する要請・指示等）
- 新型インフルエンザ対応（予防接種，医療の提供，補償等）等に係る財政上の措置

新たな行動計画に基づく対応；総論

新たな行動計画においては、「新型インフルエンザ等対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小限になるようにする」ことが目的として掲げられ、内容は、新型インフルエンザ等対策を「国家の危機管理」と位置づけ、対策に伴う外出自粛要請や物資取用等の私権制限も盛り込んだ体系となっている。

前述のとおり、これらは2011(平成23)年9月段階において、国の行動計画で既に謳われている内容であり、実質的にはそれらを基に特措法が法制化され、政府行動計画に反映されたと言えることができる。

基本的な考え方として、病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化すること、また、2009(平成21)年に発生した新型インフルエンザA/H1N1への対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定することが挙げられる。

病原性、感染力等に関する情報が得られ次第、その程度に応じた適切な対策へ切り替え実施する対策の決定に当たっては、対策の有効性、対策の実施可能性、患者等の人権への配慮、対策そのものが社会・経済活動に与える影響等を総合的に勘案する。

また、国レベルでの発生段階に加え、地域(都道府県)レベルでの発生段階として、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期といった段階を新たに設定し、国の基本的な方針を踏まえつつ、地域の状況に応じて都道府県が判断を行い、対策を推進することとされている。

県行動計画に基づく対応

前述のとおり、従前は法的根拠を持たない計画で、政府の「新型インフルエンザ対策閣僚会議」の行動計画と連動し運用していたものを、このたび、特措法第7条に基づく都道府県計画として平

成25年9月に策定した。

ただし、特措法においては新型インフルエンザのみならず、感染症法に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものを含む点が異なっている。

県行動計画のポイントとしては、県内の対策の総合調整を県知事が行うこととし、対策本部会議に政令市である新潟市の職員を含めることとしたこと、緊急事態宣言時は、法に定める緊急事態措置(外出自粛要請等)を実施すること、病原性・感染力の程度に応じた対策の選択・切替を行うことが挙げられる。

医療体制の整備

患者が発生した場合、基本的には感染症法に基づき対応することとなり、感染症指定医療機関及びあらかじめ協力を要請した協力医療機関等で対応する。

特に外来診療については役割分担の明確化がなされ、従前「発熱外来」と呼んでいたものを「帰国者・接触者外来」に変更し、発熱だけでなく、渡航歴等により対象者を絞り込むこととなる。帰国者・接触者以外の患者は一般医療機関で対応する。

「帰国者・接触者外来」以外の医療機関においても、新型インフルエンザの患者を診療する可能性があることから、これに応じた対応として、医療従事者が都道府県等の要請に応じて対応した場合の被災補償等(特措法第62条第2項、第63条)が明文化された。

新潟県においては、2009年の対応の経験を踏まえ、国庫補助制度を利用し人工呼吸器、簡易陰圧装置等を導入した医療機関を中心に、発生時の初期対応を担う新型インフルエンザ協力医療機関等を確保する。併せて医療機関や保健所で使用する個人防護具も整備する。

また、人工透析医療、産科医療、小児科医療及び救急医療について、流行時の医療継続の視点で医師会等関係者と調整を図りながら、体制整備を

図ることとしている。

上述の内容について、発生時の対応を円滑に行うため、県行動計画に基づく「対応指針」において具体的な対応を示すこととしている。

化のため、買占め等への監視、国民相談窓口の設置、さらに政府関係金融機関等における中小企業等の経営安定化のための措置がとられることとなり、その体制整備が急務である。

国民生活及び国民経済の安定の確保

ま と め

このたびの特措法において新たに盛り込まれた内容で、特筆すべきものとして、内閣総理大臣による緊急事態宣言が挙げられる。緊急事態宣言時には、指定（地方）公共機関である運送業者、医薬品等販売業者への医薬品・食料品等の緊急物資の円滑な流通や運送要請や、生活関連物資等の安定

このたびの特措法及び従前からの感染症法に基づく対応を総合的に行うため、県民及び関係者の理解のもと、万全を期して対応の準備を進めていく必要がある。お集まりの皆様並びに関係各位の一層の御協力をお願いしたい。

4 地方衛生研究所の立場から 一新潟県のインフルエンザ等検出体制―

田村 務

新潟県保健環境科学研究所調査研究室ウイルス科

From the Status of Regional Public Health Institute ― Detection and Surveillance of Infectious Pathogens such as Pandemic Influenza virus in Niigata Prefecture ―

Tsutomu TAMURA

*Division of Virology, Niigata Prefectural Institute of Public Health
and Environmental Sciences
(Section Chief)*

要 旨

新潟県における新型インフルエンザの検査は、保健環境科学研究所と新潟市衛生環境研究所で実施される。当保健環境科学研究所では、食中毒や感染症発生動向調査における感染症の病原体検査を実施しており、感染症等の危機管理に重要な役目を担っている。感染症の検査に関する設備等を常に整え、新型インフルエンザを含む新たな感染症の検査に関する技術については、国立感染症研究所の支援を受けながら充実させている。

Reprint requests to: Tsutomu TAMURA
Division of Virology, Niigata Prefectural Institute
of Public Health and Environmental Sciences,
314-1 Sowa, Nishi-ku,
Niigata 950-2144, Japan.

別刷請求先：〒950-2144 新潟市西区曾和 314-1
新潟県保健環境科学研究所調査研究室ウイルス科

田村 務